

○総務省令第五十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項、第五十二条第一項及び第七十条第一項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前	
(緊急通報を扱う事業用電気通信設備) 第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。 2 第三十五条の六第二号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合であつて、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 3 第三十五条の六第三号の規定は、第一項の事業用電気通信設備について準用する。ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合は、この限りでない。		(緊急通報を扱う事業用電気通信設備) 第三十五条の二十 「同上」 2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。 「新設」	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

（端末設備等規則の一部改正）

第二条 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前
〔非常時事業者間ローミング〕 第三十二条の二十四の二 インターネットプロトコル移動電話端末は、非常時事業者間ローミング（電気通信事業者が、天災、事変その他の非常事態又は事業用電気通信設備の損壊、故障その他の事由により当該電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備（以下この条において「自網」という。）に利用者のインターネットプロトコル移動電話端末を接続できないときに、当該電気通信事業者と他の電気通信事業者との取決めに基づいて臨時に当該他の電気通信事業者が設置するインターネットプロトコル移動電話用設備（以下この条において「救済網」という。）に当該インターネットプロトコル移動電話端末を接続させることをいう。）に係る次の機能であつて総務大臣が別に告示するものを備えなければならない。 一 インターネットプロトコル移動電話端末が救済網に過大な負荷を与えないようにするもの 二 インターネットプロトコル移動電話端末の状態を救済網に通知するもの 三 インターネットプロトコル移動電話端末が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようにするもの 四 救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。）にあつては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できるもの 五 救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあつては、電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号（発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であつても緊急通報を発信できるもの		〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備（電気通信事業法（以下「法」という。）第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。以下同じ。）であつて、この省令の施行の日前に法第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（以下「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行うインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。）であつて、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情

を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものについては、第二条の規定による改正後の端末設備等規則第三十二条の二十四の二の規定は適用しない。

（準備行為）

第四条 技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行おうとする者は、この省令の施行の日前においても、前条の規定による総務大臣の承認を受けることができる。